

○八女西部広域事務組合職員の職務の級の分類の基準に関する規則

(平成 28 年 3 月 24 日 規則第 2 号)

八女西部広域事務組合職員の職務の級の分類の基準に関する規則(平成 27 年規則第 2 号)の全部を改正する。

組合職員の給与に関する条例(昭和 48 年条例第 15 号)第 3 条の規定による職員の職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容を次のように定める。

区 分	職務の級	標準的な職務
行政職	1 級	主事の職務
	2 級	主任主事の職務
	3 級	主査の職務
	4 級	担当次長及び主任主査の職務
	5 級	局長補佐及び参事補佐の職務
	6 級	局長及び参事の職務

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する